

ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション（介護予防）訪問看護 運営規程

（事業の目的）

第1条 ケアパートナー株式会社が開設する、ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定める。この事業は、疾病、負傷等で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、看護師等が訪問看護して、療養上の世話または必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、在宅要介護者の生活の質の向上を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定（介護予防）訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。
- 2 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置づけるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- 3 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関と密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

（事業所の名称等）

- 第3条 指定（介護予防）訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、以下の通りとする。
- 1) 名 称 ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション
所 在 地 [住所 愛知県岡崎市葵町 1-2 サンライズ深津 206]
- 2) サテライト ケアパートナー岡崎北 訪問看護ステーション 小呂分室
所 在 地 [住所 愛知県岡崎市小呂町 2 丁目 99-3]

（職員の職種、員数及び職務内容）

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、以下の通りとする。
- 1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5 名以上（内、常勤 1 名以上）
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- 3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

（営業日・営業時間）

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、以下の通りとする。
- 1) 営業日
原則として月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- 2) 営業時間
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定（介護予防）訪問看護の提供方法）

- 第6条 指定（介護予防）訪問看護の提供方法は、以下の通りとする。
- 1) 利用者がかかりつけ医師に申込み、かかりつけ医師が交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、看護師等が利用者を訪問して看護師計画書を作成し、指定訪問看護を実施する。
- 2) 利用者又は家族から事業所に直接連絡があった場合は、かかりつけの医師の指示書の交付を求めるように助言する。
- 2 いずれの場合も、看護の内容や訪問回数等を利用者又は家族に説明し、了承の上、訪問を開始する。

(指定(介護予防)訪問看護の内容)

第7条 指定(介護予防)訪問看護の内容は、以下の通りとする。

- 1) 病状・障害・全身状態の観察
- 2) 清拭・洗髪・入浴介助等の清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- 3) 褥瘡の予防・処置
- 4) ターミナルケア
- 5) 認知症患者の看護
- 6) 療養生活や介護方法の教育助言
- 7) カテーテル等の管理
- 8) 在宅におけるリハビリテーション
- 9) 在宅療養を継続するための必要な援助相談
- 10) その他医師の指示による処置

2 サービスの回数と時間

1) 介護保険の対象者

介護保険の要介護の認定を受けられた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、居宅サービス計画に沿った訪問回数とし、訪問時間は30分未満・1時間分未満・1時間30分未満のいずれか、又は、利用者の希望と必要性により、それ以上の時間も可能とする。

2) 医療保険の対象者

① 介護保険の要介護の認定を受けた方で、「厚生労働大臣が定める疾病等」で無い方は、回数の制限はなしとする。

② ①以外の方は、週3日までの訪問看護とする。又、1回の訪問看護時間はおおむね30分から1時間半程度とする。

③ 但し、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の『特別指示書』の交付があった場合、交付の日から14日間に限り訪問回数の制限はない。また、介護保険の対象者であっても、その期間は医療保険の対象者となる。

(利用料)

第8条 利用料金等は、以下の通りとする。

介護保険指定(介護予防)訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その一割の額とする。料金表は別添の通りとする。

2 要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちの方は、1日につき基本利用料として、老人保健法第46条の5の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。

3 要介護の認定を受けていない方で、老人医療受給者証をお持ちでない方(健康保険証をお持ちの方)は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。

4 1以外で主治医がその治療の必要につき省令で定める基準に適合していると認められた方には、利用料金は、健康保険法等で定める負担割合に基づく額を徴収する。交通費は別添利用料金表の通りとする。

5 利用者の申出による日常生活上必要とする物品等は実費を利用者が負担する。

6 その他の利用料金は以下の通りとする。

1) 介護保険

通常の事業の実施地域(第10条に定める地域)を越えて行う介護保険指定訪問看護に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの片道の交通費実費を徴収する。

※別添利用料金表参照

2) 医療保険

- ①利用者の申出による休日または18時以降の時間外に訪問した際の訪問看護料金
- ②利用者の申出による長時間に当たる訪問料金（別紙料金表参照）
- ③利用者の申出による死後の処置にともなう費用（別紙料金表参照）
- ④指定訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、指定訪問看護の内容及び利用料について説明し、理解を得るものとする。
- ⑤通常の事業の実施地域（第10条に定める地域）を越えて行う事業に要した交通費は、ステーション並びにサテライトから訪問宅と、訪問宅からステーション、サテライトまでのそれぞれの片道の交通費実費を徴収する。
※別添利用料金表参照

- 7 前項の料金については、あらかじめ利用者や家族に文章で説明し、利用料について理解を得て、支払に同意する旨の文章に署名、捺印を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 緊急時の対応方法については、あらかじめかかりつけの医師、利用者と確認し指定（介護予防）訪問看護を開始するものとする。

- 2 訪問看護師等は、指定（介護予防）訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにかかりつけの医師に連絡し、適切な処置を講じるものとする。かかりつけの医師と連絡が出来ない場合には、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 3 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及びかかりつけ医師に報告することとする。

（介護保険指定（介護予防）訪問看護における通常の事業の実施地域）

第10条 介護保険指定（介護予防）訪問看護（小呂分室含む）における通常の事業の実施地域は、岡崎市・豊田市・安城市・幸田町とする。

（個人情報の保護）

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（苦情・ハラスメント処理）

第12条 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者またはその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（身体拘束等の禁止）

第 13 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - 2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - 3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（虐待防止に関する事項）

- 第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的（年 1 回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 虐待防止のための指針の整備
 - 3) 虐待を防止するための定期的な研修（年 1 回以上）の実施
 - 4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（感染症対策に関する事項）

- 第 15 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置に努める。
- 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

- 第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他の運営についての留意事項）

- 第 17 条 当事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、職員でなくなったあとにおいても同様とする。
 - 4 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越ケアパートナー株式会社 看護-008⑩(24.04)

的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、ケアパートナー株式会社と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとする。

(別添利用料金表)

- 1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時には、介護保険負担割合証による負担割合に応じた額とする。
- 2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの片道の交通費実費を徴収する。(介護保険)
また医療保険の場合は、ステーション並びにサテライトから訪問宅と、訪問宅からステーション、サテライトまでのそれぞれの片道の交通費実費を徴収する。(医療保険)
 - ① 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル未満 300 円/片道 (介護保険)
 - ② 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 500 円/片道 (介護保険)
 - ③ ステーション並びにサテライトから訪問宅まで、訪問宅からステーション並びにサテライトまで

片道 5 キロメートル未満	50 円 (医療保険)
片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	150 円 (医療保険)
片道 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満	250 円 (医療保険)
片道 20 キロメートル以上	350 円 (医療保険)

附則

この規定は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

- 改訂 平成 31 年 4 月 1 日
改訂 令和元年 10 月 1 日
改訂 令和 2 年 6 月 1 日
改訂 令和 3 年 10 月 1 日
改訂 令和 4 年 4 月 1 日
改訂 令和 5 年 6 月 1 日
改訂 令和 6 年 4 月 1 日